

新旧対照表

(1) 小規模作業所緊急移行支援事業実施要領

新	旧
<p>1 目的</p> <p>要領は、<u>平成23年1月7日付け障発0107第1号</u>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「<u>平成22年度</u>障害者自立支援対策臨時特例交付金の運営について」において、障害者自立支援対策特例交付金により行うこととされている特別対策事業のうち、小規模作業所緊急支援事業の実施及び神奈川県障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金交付要綱別表<u>4(1)</u>小規模作業所移行支援事業の実施にあたり必要なことを定める。</p> <p>(中略)</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成19年3月19日から施行し、平成19年3月13日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成21年4月1日から施行し、平成24年3月31日をもって廃止する。</p> <p>附 則</p> <p><u>この要領は、平成23年4月1日から施行し、平成24年3月31日をもって廃止する。</u></p>	<p>1 目的</p> <p>要領は、平成21年1月27日付け障発第0127001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「<u>平成20年度</u>障害者自立支援対策臨時特例交付金の運営について」において、障害者自立支援対策特例交付金により行うこととされている特別対策事業のうち、小規模作業所緊急支援事業の実施及び神奈川県障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金交付要綱別表<u>3(1)</u>小規模作業所移行支援事業の実施にあたり必要なことを定める。</p> <p>(中略)</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成19年3月19日から施行し、平成19年3月13日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成21年4月1日から施行し、平成24年3月31日をもって廃止する。</p>

(2) 小規模作業所移行促進事業実施要領

新	旧
<p>第1 趣旨</p> <p>この要領は、<u>平成23年1月7日付け障発0107第1号</u>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「<u>平成22年度</u>障害者自立支援対策臨時特例交付金の運営について」において、障害者自立支援対策臨時特例交付金により行うこととされている特別対策事業のうち、小規模作業所移行促進事業（以下「本事業」という。）の実施及び神奈川県障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金交付要綱別表<u>4(2)</u>小規模作業所事務処理体制整備事業の実施にあたり、神奈川県障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。</p> <p>（中略）</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成21年4月1日から施行し、平成24年3月31日をもって廃止する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、平成23年4月1日から施行し、平成24年3月31日をもって廃止する。</u></p>	<p>第1 趣旨</p> <p>この要領は、<u>平成21年1月27日付け障発第0127001号</u>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「<u>平成20年度</u>障害者自立支援対策臨時特例交付金の運営について」において、障害者自立支援対策臨時特例交付金により行うこととされている特別対策事業のうち、小規模作業所移行促進事業（以下「本事業」という。）の実施及び神奈川県障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金交付要綱別表<u>3(2)</u>小規模作業所事務処理体制整備事業の実施にあたり、神奈川県障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。</p> <p>（中略）</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成21年4月1日から施行し、平成24年3月31日をもって廃止する。</p>

(3) 移行定着支援事業実施要領

新	旧
<p>第1 趣旨</p> <p>この要領は、<b>平成23年1月7日付け障発0107第1号</b>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「<b>平成22年度</b>障害者自立支援対策臨時特例交付金の運営について」において、障害者自立支援対策臨時特例交付金により行うこととされている特別対策事業のうち、移行定着支援事業（以下「本事業」という。）の実施及び神奈川県障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金交付要綱別表4(3)移行定着支援事業の実施にあたり、神奈川県障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成22年2月1日から施行し、平成24年3月31日をもって廃止する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、<b>平成23年4月1日</b>から施行し、平成24年3月31日をもって廃止する。</p>	<p>第1 趣旨</p> <p>この要領は、<u>平成21年7月1日付け障発0701第2号</u>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「<u>平成21年度</u>障害者自立支援対策臨時特例交付金の運営について」において、障害者自立支援対策臨時特例交付金により行うこととされている特別対策事業のうち、移行定着支援事業（以下「本事業」という。）の実施及び神奈川県障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金交付要綱別表4(3)移行定着支援事業の実施にあたり、神奈川県障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成22年2月1日から施行し、平成24年3月31日をもって廃止する。</p>